

災害特例（新型コロナウイルス感染症関連）の保険引受状況等  
について（令和 2 年 12 月末現在）  
（報告事項）

1. 新型コロナウイルス感染症関連の保険引受について

12 月末の保証保険引受状況については、農業保証保険全体では件数はほぼ前年並みであるものの、保険引受額は 5% の減となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 4 月に借換資金（以下「危機対応資金」という。）が創設されているが、公庫のセーフティネット資金による資金繰り支援が行われていることもあり、現時点では件数、保険引受額ともに伸びていない。（表 1）

表 1 当基金の保証保険に係る保険引受状況

	令和 2 年 12 月末		対前年増減	
	件数	保険引受額	件数	保険引受額
農業保証保険全体	49,856 件	3,038 億円	▲10 件	▲150 億円
うち危機対応資金	13 件	3 億円	13 件	3 億円

（参考） 日本公庫の融資状況

	令和 2 年 10 月末		対前年増減	
	件数	融資額	件数	融資額
農林水産事業合計	13,087 件	4,055 億円	6,261 件	1,988 億円
うち農業	10,990 件	3,067 億円	4,577 件	1,381 億円
うちコロナセーフティ	6,640 件	2,021 億円	6,640 件	2,021 億円

注 1：公庫資料より作成。

注 2：コロナセーフティは、農業のみの実績が不明なため、農林水産事業合計の実績を記載している。

## 2. 保険引受案件の条件変更状況について

- ・ 償還期限の延長の件数は、令和元年度に比べ2倍以上となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていると考えられる。(表2)

表2 12月末の保証保険の条件変更の状況

	令和2年12月末	対前年同期比
条件変更件数	42,417件	2.3%増
うち償還期限延長	545件	154.7%増

## 3. 災害特例保険料率を適用した案件について

災害特例保険料率は、基金協会が自然災害等により被災した農業者等による農業生産の復旧に必要な資金の借入れを支援するために、自らの負担により保証料率を引き下げた場合に、基金協会の自己負担分をまかなえるよう、信用基金が自らの負担で引き下げて適用する保険料率であり、新型コロナウイルス感染症の影響による場合についても、適用している。

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の災害特例保険料率適用案件は、災害特例保険料率適用案件全体のうち、件数で61%、金額で65%を占めており、令和2年度も多くの災害が発生したが、特に新型コロナウイルス感染症の影響によるニーズが高いと言える。(表3)
- (2) 地域別には九州地域が490件(新型コロナウイルス感染症関連災害特例適用件数のうち41%)、26億円(同保険引受額のうち44%)と多くなっている。

表3 災害特例保険料率の適用状況

	令和2年12月末		対前年同期比	
	件数	保険引受額	件数	保険引受額
災害特例全体	1,964件	91億円	93.7%増	70.4%増
うち新型コロナ	1,206件	60億円	—	—